

I . 健康保險

3. 保健事業

3. 保健事業

(1) 保健事業の総合的かつ効果的な促進

評価の視点

- 各支部で作成した「データヘルス計画」については、PDCAを十分に意識して実施することにより、効果的な保健事業を進めているか。
- 加入者の疾病の予防や健康の増進を目指し、特定健康診査及び特定保健指導の目標を踏まえ本部と支部が一体となって目標達成に向けて取り組む体制を強化しているか。
- 保健事業の効果的な推進を図るため、地域の実情に応じた支部独自の取組を強化しているか。
- パイロット事業の成果を広め、好事例を迅速に展開・共有し、支部間格差の解消に努めているか。

自己評価

A

※評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】S:平成28年度計画(以下、計画という。)を大幅に上回っている A:計画を上回っている B:計画を概ね達成している
C:計画を達成できていない D:計画を全く達成できておらず、大幅な改善が必要

【評価のポイント】

＜データヘルス計画＞

○全47支部が、データヘルス計画に基づき実施した27年度保健事業の結果について検証し、効果や問題点の確認、解消をするため、計画の修正や見直しを行うなど、PDCAを十分に意識して進めることができた。また、本部に外部専門家を招聘した「データヘルス計画推進会議」を設置し、各支部の課題等について議論し、共有することで連携を深めた。

＜目標達成に向けた体制の強化＞

○協会全体の目標値を達成するために、支部の実績等を踏まえて特定健康診査及び特定保健指導の目標値を本部で設定し、支部では勧奨時期、方法、実施者数等を具体的に記した「健診実施計画書」を作成した。この計画書により、本部と支部が事業の進捗状況を確認し、目標の達成状況に応じて施策の改善を図るなど、取組体制を強化した。

＜地域の実情に応じた支部独自の取組＞

○各支部では、地方自治体の保健医療政策部局と保健事業の連携・協働に関する包括的な基本協定を締結し、特定健診及びがん検診の受診促進、中小企業に対する健康づくり支援事業の連携、特定健診結果のデータ分析などの取組を行った。また、各地域の実情や特性を踏まえ、栄養・食生活や身体活動・運動に関する独自の取組を実施した。

＜パイロット事業の成果＞

○パイロット事業の成果として展開された大分支部の「一社一健康宣言」は健康宣言事業として全国に広がり、28年度末には健康宣言事業所数は10,318社まで増加し、日本健康会議での数値目標である2020年(32年)までに1万社を前倒しで達成。また、兵庫支部の「GIS(地理情報システム)」を活用した特定健診の受診勧奨等の取組は、28年度は30支部に導入した。

○このように、28年度は事業計画を上回る取組を実施したことから、自己評価は「A」とする。

3. 保健事業

(1) 保健事業の総合的かつ効果的な促進

【事業計画の達成状況】

＜データヘルス計画＞（事業報告書 P76～P78）

○データヘルス計画の2年目となる28年度は、各支部の27年度の取組の中で明らかとなった以下の課題等を本部と支部が共有した。

〔課題〕

- ・上位目標を達成するための下位目標となっていない
- ・目標達成に直結した評価指標が設定されていない
- ・アウトプット・アウトカムの指標が定量的になっていない 等

上記の課題を解消するために、28年度の計画の見直しを図るとともに、進捗状況に応じて適宜内容を見直すなど、PDCAサイクルを意識した効果的な事業展開を図った。

○外部の専門家等を招聘し、協会内に「データヘルス計画推進会議」を設置、以下の内容等について検討・議論を重ねた。

- ・中小企業による健康経営、健康宣言等を活用した保健事業
- ・効果的・効率的に取組を実施するための環境整備
- ・30年度からの第2期データヘルス計画に向けた取組 等

28年度は3回開催。主な議題は以下のとおり。

＜第2回 データヘルス推進会議(平成28年5月23日開催)＞

〔議題〕

- ・全国健康保険協会における「健康宣言の登録基準」の考え方について
- ・28年度におけるデータヘルス計画の進め方について

＜第3回 データヘルス推進会議(平成28年8月26日開催)＞

〔議題〕

- ・データヘルス計画の27年度評価及び28年度計画に関する集計結果と今後の進め方
- ・全国健康保険協会における「健康宣言事業の基本的な考え方」について

＜第4回 データヘルス推進会議(平成29年3月10日開催)＞

〔議題〕

- ・第2期データヘルス計画の事業運営について
- ・データヘルス・ポータルサイトについて

3. 保健事業

(1) 保健事業の総合的かつ効果的な促進

＜目標達成に向けた体制の強化＞（事業報告書 P80～P83）

○健診においては、28年度は協会全体の目標値(57.6%)を達成するために、支部の実績等を加味して各支部の目標値を本部において設定し、協会全体で目標値の達成に取り組んだ。

支部名	目標値	支部名	目標値	支部名	目標値	支部名	目標値
北海道	54.4%	東京	53.0%	滋賀	65.3%	香川	59.4%
青森	60.1%	神奈川	55.8%	京都	62.3%	愛媛	59.6%
岩手	59.9%	新潟	67.6%	大阪	47.0%	高知	67.6%
宮城	65.8%	富山	66.6%	兵庫	57.0%	福岡	61.0%
秋田	61.1%	石川	62.6%	奈良	54.8%	佐賀	63.3%
山形	67.6%	福井	65.9%	和歌山	60.0%	長崎	59.8%
福島	62.2%	山梨	67.6%	鳥取	58.6%	熊本	61.3%
茨城	56.7%	長野	58.8%	島根	67.6%	大分	67.6%
栃木	57.3%	岐阜	60.4%	岡山	62.4%	宮崎	61.3%
群馬	60.8%	静岡	59.2%	広島	58.0%	鹿児島	60.4%
埼玉	49.2%	愛知	53.4%	山口	57.3%	沖縄	62.9%
千葉	56.0%	三重	65.4%	徳島	59.9%		

○支部では、上記目標値達成に向けた施策、健診実施見込者数、実施時期、必要経費等を具体的に記した、「健診実施計画書」を作成した。この計画書により、本部と支部が事業の進捗状況を確認し、適宜、事業内容の改善を図るなど、PDCAによる進捗管理を徹底し、目標達成に努めた。

○保健指導においては、本部で設定した協会全体の目標値(14.5%)に向けて各支部が保健指導者一人ひとりの目標値を定め、「保健指導実施計画書」を作成し、毎月進捗確認を行い、目標値達成に努めている。

○国の動向及び協会の基本方針を踏まえた28年度下期における重点事業の確認等を行うため、保健グループ長会議を開催した。主な内容は以下のとおり。

＜健診関係＞

- ・健診推進経費の活用
- ・事業者健診取得にかかる好事例の共有 等

3. 保健事業

(1) 保健事業の総合的かつ効果的な促進

《保健指導関係》

- ・外部委託推進の強化について
- ・外部委託における好事例の共有

○28年度は本部・支部が一体となって保健指導の質の向上に取り組んだ。本部において支部保健師を対象とした保健師全国研修、契約保健師を対象とした保健師等ブロック研修を行い、そこで学んだ研修企画や面接技術の習得方法を、各支部で行う支部内研修会(年6回開催)で実践している。主な研修内容は以下のとおり。

《保健師全国研修》

- ・保健指導の質の向上を目指した教育設計とPDCA
- ・支部内研修におけるロールプレイのファシリテーション

《保健師等ブロック研修会》

- ・支部内研修の受け方、進め方
- ・個別保健指導の質の向上のためのロールプレイ

また、研修の企画方法(教育設計)を支部保健師が確実に会得して保健指導の質の向上に取り組めるように、専門講師による添削を研修前後に繰り返し行い、29年度の支部内研修の企画を作成した。

○協会全体の業績向上や支部間格差の縮小を図るため、本部が支部を訪問し、支部の保健事業を展開する環境や取組事項の確認、好事例、課題等を共有するため意見交換を行った。支部訪問における主な共有事項等は以下のとおり。

《健診関係》

- ・各健診の実績及び見込み
- ・重点施策への取組及び進捗状況
- ・健診推進経費の取組状況

《保健指導関係》

- ・外部委託及び支部保健師等による重点施策への取組及び進捗状況
- ・重症化予防の実施状況

《その他》

- ・健診機関、自治体及び関係団体との連携状況
- ・人員体制、役割分担等
- ・データヘルス計画の進捗状況
- ・29年度及び30年度を見据えた準備等

この意見交換を参考に、以下の新たな施策を実施し、健診及び保健指導実施率の向上に努めた。

3. 保健事業

(1) 保健事業の総合的かつ効果的な促進

- ・支部重点施策の推進や健診機関や関係機関等との委託契約の動機づけとして、インセンティブを設定する「健診推進経費」の導入
導入支部:40支部 契約件数:732件
- ・社会保険労務士と連携した事業者健診結果取得事業の実施
実施支部:42支部 事業主からの同意書取得件数:1,829件

＜地域の実情に応じた支部独自の取組＞（事業報告書 P86、P102～P103）

○各支部では、地方自治体の保健医療政策部局と保健事業の連携、協働に関する包括的な基本協定を締結し、締結した自治体と連携して、特定健診及びがん検診の受診促進や中小企業に対する健康づくり支援事業の連携・特定健診結果等のデータ共有・分析をはじめとした取組を行った。

＜自治体との連携による主な取組＞

- ・特定健診の受診促進、がん検診の同時受診、集団健診の実施
- ・特定保健指導の実施促進
- ・中小企業に対する健康づくり支援事業の連携
- ・健康経営セミナー等の健康増進イベントの共同開催
- ・糖尿病や慢性腎臓病(CKD)等の重症化予防
- ・健康づくりの取組みに積極的な優良事業所に対する認定や表彰(健康宣言事業)
- ・医療費・健診データの共同分析による効果的な保健事業の推進
- ・関係機関との連名の広報や記事提供

○また、各支部において、「健康づくり推進協議会」を設置し、地域の実情を踏まえた保健事業の取組や、中長期的な展望について協議会からの意見や提言、助言について、支部の取組の参考とした(※協議会設置支部は36支部。協議会に類似する会議体は6支部が設置)。また、各支部において、地域の実情や特性を踏まえ、栄養・食生活や身体活動・運動に関する独自の取組を実施した。

＜支部における取組事例＞

- ・栄養・食生活に関する保健事業に取組んだ支部:27支部
- ・身体活動・運動に関する保健事業に取組んだ支部:26支部
- ・禁煙に関する保健事業に取組んだ支部:21支部
- ・歯・口腔の健康に関する保健事業に取組んだ支部:13支部
- ・飲酒に関する保健事業に取組んだ支部:10支部
- ・こころの健康(メンタルヘルス)に関する保健事業に取組んだ支部:8支部
- ・休養(催眠等)に関する保健事業に取組んだ支部:7支部
- ・次世代の健康(子供、学生等の健康教育等)に関する保健事業に取組んだ支部:4支部

3. 保健事業

(1) 保健事業の総合的かつ効果的な促進

＜パイロット事業の成果＞（事業報告書 P52～P56）

○25年度パイロット事業として大分支部で実施された、「一社一健康宣言」に端を発する健康宣言事業は、28年度は46支部(27年度は23支部)で展開。29年4月以降は全支部で展開した。

○26年度パイロット事業として広島支部で実施された、「事業所ごとの疾病リスク特性に応じた保健事業の取組み(ヘルスケア通信簿)」を28年度は4支部において実施した。

○26年度パイロット事業として兵庫支部で実施された「GIS(地理情報システム)」を活用した特定健診の受診勧奨等の取組は、28年度は30支部で導入しており、「GIS」により特定健診未受診者の住所地データを地図上で「見える化」し、未受診者の多い地域での集団健診の実施や最寄りの健診機関案内を含む受診勧奨を実施する取組となっている。「GIS」の活用は、特定健診だけでなくジェネリック医薬品の普及促進事業等、保健事業以外にも波及した。

○「糖尿病性腎症患者の重症化予防」や「付加的サービス(骨密度、血管年齢、肌年齢等)の提供による被扶養者への集団特定健診の実施(オプション健診)」は、その取組と効果が厚生労働省に認められ、補助金の対象となり、これらの事業は、全国的な展開を進めると同時に、複数年実施している支部においては、これまでの結果を検証し、創意工夫を施し、継続的に実施した。

○28年度における保健事業関連のパイロット事業は10事業を実施。その結果を29年度において評価し、全国展開の可否を検討する。

実施年度	支部名	事業名	全国展開の状況
22年度	広島支部	レセプト・健診データを活用した通知や訪問指導による受診勧奨等の実施	平成25年10月より全国展開。要治療者と判断されながら、医療機関に受診していない者に対し受診勧奨を行う(重症化予防)。
23年度	福岡支部	糖尿病未受診者の抽出と早期受診への取組み	
23年度	広島支部	糖尿病性腎症患者の重症化予防	平成26年度から展開し、地域の実情に合わせて実施支部を拡大。糖尿病重症化予防プログラムを実施し、人工透析の移行を防ぐ。
24年度	滋賀支部	付加的サービスの提供による被扶養者への集団特定健診の実施	骨密度測定や肌年齢測定等の項目を追加した「オプション健診」として、平成28年度は45支部で実施。
25年度	大分支部	健康保険委員と連携した事業所まるごとの健康づくり事業(一社一健康宣言の展開)	大分支部の一社一健康宣言を参考に、多数の支部で事業所とのコラボヘルスとして実施。
26年度	兵庫支部	GISを活用したデータヘルス計画の推進	平成28年度に本部及び30の支部で導入。
26年度	広島支部	事業所ごとの疾病リスク特性に応じた保健事業の取組み	平成28年度に4支部にて実施し効果等を検証中。

3. 保健事業

(1) 保健事業の総合的かつ効果的な促進

構成員ご意見

- 日本健康会議で設定された「健康宣言1万社以上」という目標を前倒しで達成したということは、高く評価できる。ただし、未宣言の事業所数も多数に上ることから、継続的に働きかけていくことが必要。
- 自治体と連携して支部独自の取組が行われていることについても評価する。
- パイロット事業の応募件数・実施件数が過去最大になったことは評価できる。今後は、実施したことによる効果に着目して、取組の普及を進めてほしい。なお、ヘルスケア通信簿の取組は、事業所ごとに健康課題を「見える化」している点はよいが、この取組による効果の把握に努めていくことが必要であるとともに、健康かそうでないかで従業員が差別されることのないよう、十分留意・配慮して取り組むことが必要。
- 各種の取組の結果を整理して俯瞰できるようにすることが望まれる。
- 保健事業について積極的に取り組んでいることが認められる。各支部の目標値にかなり大きな差異がみられることに対して、目標値の低い支部における状況に対応した取組の強化を期待したい。
- 「データヘルス計画」の推進が協会けんぽから積極的に発信される中、最近では雇用状況の厳しさもあり、社員の就業固定化のためにも企業側が健康増進・維持の面での環境整備に取り組む姿勢が顕著になっているとこのことで評価する。

最終評価

B

- 協会が「データヘルス計画」の推進を積極的に発信することで、企業側が健康増進・維持の面での環境整備に取り組む姿勢が顕著になってきていることを認める。
- また、自治体と連携して支部独自の取組が行われていることについても認める。
- 各支部の目標値に大きな格差がみられることから、目標値の低い支部における状況に対応した取組の強化を図られたい。なお、パイロット事業については、効果に着目して、取組の普及を進められたい。

3. 保健事業

(2) 特定健康診査及び特定保健指導の推進

評価の視点

- 「データヘルス計画」によるコラボヘルスなどを通じ、事業主への積極的な働きかけを行うなど、事業主の主体的な取組を促し、健診・保健指導の効果を最大限に引き出しているか。
- 特定健康診査については、市町村が行うがん検診との連携を強化する等の取組、特定保健指導については、健診当日または事業所訪問により特定保健指導を行うことが可能な外部機関への委託を積極的に進めているか。
- 受診者と協会との間に位置する健診機関との協力関係を強化し、健診の推進や事業者健診データの取得促進を図っているか。
- 保健指導利用者の拡大を図るための取組を行っているか。
- 業種・業態健診データの分析結果等を活用し、事業主、商工会や業種団体、市町村等と連携を進めて保健指導を推進するとともに、保健指導実施者の育成方法について見直しを進めているか。

【目標指標】

- ・特定健康診査実施率:被保険者53.2%、被扶養者30.0%
- ・事業者健診のデータの取込率:13.7%(被保険者)
- ・特定保健指導実施率:被保険者15.2%、被扶養者 4.1%

【検証指標】

- ・メタボリックシンドローム該当者及び予備軍の減少率
- ・特定保健指導利用者の改善状況

自己評価

A

※評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】S:平成28年度計画(以下、計画という。)を大幅に上回っている A:計画を上回っている B:計画を概ね達成している C:計画を達成できていない D:計画を全く達成できておらず、大幅な改善が必要

【評価のポイント】

<コラボヘルス>

○コラボヘルスの主な取組として、健康宣言事業を実施。健康宣言事業とは、健診受診や保健指導の実施、生活習慣の改善等、健康づくりの推進を宣言した事業主に対して、「事業所健康度診断シート(事業所カルテ)」等を作成し、その事業所特有の健康課題を分析・可視化して、健康課題の解決、職場環境の改善に向けた対策を講じる等、事業主と協会とで連携した取組を行った。

<特定健診の市町村がん検診との連携 ・ 特定保健指導の外部機関への委託>

○28年度の被保険者の健診受診者数は6,786,977人(対前年: +452,082人、+0.5P)であり、着実に増加している。なお、実施率は48.5%であり、目標の達成には至らなかったが、その主な原因は、近年の加入者数の急激な増加により対象者数が大幅に増加したことによるものであり、仮に対象者数が26年度対象者数(28年度目標策定時の直近実績)であれば、目標値を上回る53.7%となる。

また、被扶養者の特定健診については自治体との連携・包括協定により、各自治体の集団健診やがん検診との同時実施を拡大(28年度は1,129自治体)し、受診しやすい環境整備を全国各地で行った。この連携強化等により、受診者数は過去最大となる946,496人(対前年: +54,460人、+6.1P)であり、着実に増加している。ただし、受診率は22.2%(対前年: +1.2P)となっており、前年を上回ったものの目標値には至らなかった。

3. 保健事業

(2) 特定健康診査及び特定保健指導の推進

○28年度の第二期特定健康診査等実施計画では、特定保健指導は184,000人(実施率9.9%)を計画しており、28年度実績は203,481人と計画値を大きく上回り、制度開始以降最大の実績となっている。

なお、実施率としては13.3%(対前年比: +0.3P)であり、目標の達成には至らなかったが、その主な原因は健診受診者数の大幅な増加により特定保健指導対象者数が大幅に増加したことによるものであり、仮に特定保健指導対象者数が26年度対象者数(28年度目標策定時の直近実績)であれば、目標値を上回る15.6%となる。

また、28年度の被扶養者の特定保健指導(6か月後評価)実施者数は2,858人(対前年比: +11.6P)であり、こちらも制度開始以来最大である。なお、実施率としては、目標の4.1%に対し3.6%(対前年比: +0.1P)であるが被保険者と同様に、26年度対象者数であれば、目標値とほぼ同水準の4.0%となる。

○外部委託については、外部委託単価の上限を引き上げ及び新たに被保険者に対する血液検査等業務の委託を実施した結果、外部委託機関数910機関(対前年: +48機関)となり、委託機関の保健指導実績が、初回面接が83,052人(対前年: +36.8P)、6ヶ月後評価実施者数で52,515人(対前年: +26.7P)と大幅に増加した。協会全体としては初回面接が313,742人(対前年: +18.7P)、6ヶ月後評価実施者数203,481人(対前年比: +12.8P)と制度開始以来、実施者数は最大であった。

<健診機関と協力関係を強化し、健診の推進や事業者健診データの取得を促進>

○生活習慣病予防健診の健診実施機関数は、27年度から102機関増加し3,132機関となった。健診受診者数の向上、健診機関が少ない地域の対策、未受診事業所への勧奨など、地域の実情に応じたインセンティブを活用した契約を取り入れ、健診機関との連携を強化した。なお、事業者健診データの取得、被扶養者の特定健診受診勧奨についてもインセンティブを導入し更なる受診率の向上を図った。

<保健指導利用者の拡大を図るための取組>

○協会では、事業主、加入者との距離をできるだけ縮め、健康づくりや医療費に対する認識を深めていただいて保健指導利用者の拡大を図るために、支部の役職員で勧奨体制を作り、事業所等の訪問を行った結果、28年度は125,226事業所(対前年比: +13,141事業所)で協会の保健指導者が特定保健指導を行った。これは、制度開始以来最大の保健指導実施事業所数である。

<業種・業態健診データの分析結果等の活用>

○保健指導利用者の拡大を図る以外にも「事業所健康度診断シート(事業所カルテ)」等を活用しており、その中で、業種別や業態別の医療費や健診受診率等の数値を可視化したものを作成し、事業主や商工会、業種団体等へ様々な事業への協力依頼に活用している。

<保健指導実施者の育成方法>

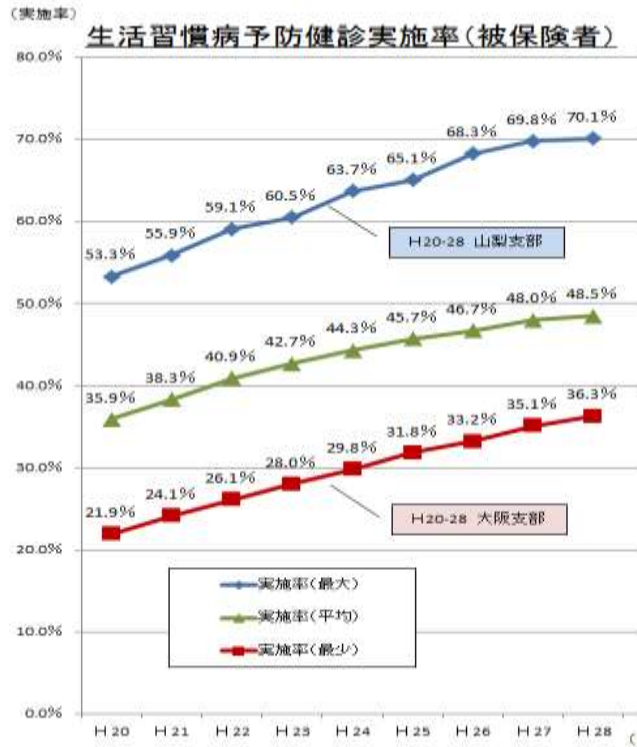
○保健指導は、「量の拡大」と「質の向上」の両輪で推進しており、保健指導の質を向上させるためにPDCAサイクルを適切に機能させていく必要があることから、各支部において課題の把握と分析、行動計画の作成と実施、評価と改善まで、支部保健師と契約保健師が一体となって取組をした。

3. 保健事業

(2) 特定健康診査及び特定保健指導の推進

【目標指標】

- ・特定健康診査実施率: 被保険者53.2%、被扶養者30.0% → 特定健康診査実施率: 被保険者48.5%、被扶養者22.2%
 - ・事業者健診のデータの取込率: 13.7%(被保険者) → 事業者健診のデータの取込率: 6.2%(被保険者)
 - ・特定保健指導実施率: 被保険者15.2%、被扶養者 4.1% → 特定保健指導実施率: 被保険者13.3%、被扶養者 3.6%
- 各種取組の成果により、健診実施率は年々上昇している。



【検証指標】

- メタボリックシンドローム該当者及び予備軍の減少率: 19.7%(前年: 20.7%)
- 特定保健指導利用者の改善状況: 26.9%(前年: 26.9%)

○28年度は、前年度を上回る成果を上げたことから、自己評価は「A」とした。

3. 保健事業

(2) 特定健康診査及び特定保健指導の推進

【事業計画の達成状況】

<コラボヘルス> (事業報告書 P78~P79)

○協会ではコラボヘルスの取組の一つとして、いわゆる健康宣言事業を実施している。健康宣言事業とは、健診受診や保健指導の実施、生活習慣の改善等、健康づくりの推進を宣言した事業主に対して、「事業所健康度診断シート(事業所カルテ)」等を作成し、その事業所特有の健康課題を分析・可視化して、健康課題の解決、職場環境の改善に向けた対策を講じる等、事業主と協会とで連携した取組を行った。

○28年7月に開催された「日本健康会議2016」において、協会全体では2,953事業所(28年6月調査)で健康宣言が行われている旨の報告を行った。28年度末時点では、46支部10,318事業所において健康宣言が行われており、日本健康会議において示された平成32年(2020年)までの数値目標の1万社以上を達成した。

○なお、健康宣言事業所の健診受診率が一定の要件に達する等、事業所の取組が優良とされた場合は、表彰や協会と提携している金融機関の金利優遇のほか、労働行政等とも連携して、求人票等に健康づくりを推進している事業所であることを表記する等の様々なインセンティブも付与されている。また、この健康宣言事業は協会の各支部だけでなく、地方自治体や関係団体(商工会議所、商工会等)にも波及し全国に広がっている。

○このほか、「健康経営優良法人認定制度」では、中小規模法人で82事業所、大規模法人で8事業所が協会けんぽの事業所の中から認定された。

○また、コラボヘルスの更なる推進を図るため、28年度は以下のパイロット事業に取り組んでいる。

- ・「健康経営(全国展開)シンジケート団【THOCS(トークス)】の組成」(栃木支部)
- ・「社員の奥様にも健診プロジェクト」(愛知支部)
- ・「小規模事業所向けヘルスケア通信簿」(広島支部)
- ・「事業主と連携(コラボヘルス)した簡易スクリーニング検査による歯周病検査の分析・効果検証」(広島支部)
- ・「事業所に対する「姿勢と健診」推進」(愛媛支部)

○事業主の皆様に対して、健診結果の内容や事業所の医療費の相対的な位置付けについて認識できる「事業所健康度診断シート(事業所カルテ)」や「ヘルスケア通信簿」を活用して特定保健指導の利用勧奨を進めている。これらのツールについては、特定保健指導の利用勧奨のほか、事業主に対して事業所としての「健康」の関心と取組の「意識付け」を促すとともに、健康づくりの取組の動機付けにも役立っている。

3. 保健事業

(2) 特定健康診査及び特定保健指導の推進

< 特定健診の市町村がん検診との連携 ・ 特定保健指導の外部機関への委託 > (事業報告書 P86～P87、P92)

○連携・包括協定を締結していない自治体については担当職員から直接協力依頼を行ったほか、各都道府県に設置されている保険者協議会を通じて協力依頼を行った。

○地方自治体の保健医療政策部局と連携し、特定健診・がん検診の受診促進や、中小企業に対する健康づくり支援事業の連携、特定健診結果等のデータ共有・分析をはじめとした取組を行った。

○自治体との同時実施が困難な地域や健診機関が少ない地域を中心として、自治体の集団健診が行われない時期に協会が主催する集団健診を行い、地域や時期を網羅して健診が受診できるよう努めるとともに、健診への関心を高めて、多くの受診者を集めるため、実施場所を集客力のある地域のショッピングセンター等を設定した。

○健診増進に資する項目(骨密度測定、血管年齢測定、肌年齢測定等)を追加実施するオプション健診を実施する等の工夫を凝らし、受診者数の増加に努めた。28年度は、協会主催の集団健診を645市区町村で実施(27年度は573市区町村)し、171,070人の方が受診(前年度比19.8%増)した。



○特定保健指導の外部委託については、28年度は外部委託単価の上限を引き上げるとともに、新たに被保険者に対する血液検査等業務の委託を実施した結果、外部委託機関数は全国で910機関と27年度から48機関増加した。

区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	増減
契約機関数	261機関	577機関	739機関	779機関	837機関	862機関	910機関	48機関
健診当日初回面談実施機関数	-	177機関	358機関	430機関	493機関	499機関	517機関	18機関

※保健指導の外部委託については、22年度から実施。

3. 保健事業

(2) 特定健康診査及び特定保健指導の推進

○委託機関における保健指導実績については、初回面接が83,052人(前年度比: +36.8P)と増加しており、6ヶ月後評価実施者数で52,515人(前年度比: +26.7P)と前年度より増加した。

(単位:人)

		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	前年度比 (増減)
外部委託	初回面接	36,278	47,641	57,256	60,724	83,052	22,328
	6ヶ月後評価	20,691	32,141	38,635	41,448	52,515	11,067

<健診機関と協力関係を強化し、健診の推進や事業者健診データの取得を促進> (事業報告書 P82~P83、P86)

○健診機関との関係を強化する、インセンティブを活用した取組は、生活習慣病予防健診だけでなく、事業者健診データの取得、被扶養者の特定健診受診勧奨においても実施した。

○インセンティブの付与については健診受診者数の向上、健診機関が少ない地域等の対策、未受診事業所への対策等を目的とし、各支部において前年度実績や地域の実情を踏まえて設定した。

○28年度の健診推進インセンティブは次のとおり実施し、健診機関との連携を強化した。

- ①閑散期等を解消するため対象期間内の実施数の向上・・・21支部実施
- ②不振地区解消のための地域対策・・・8支部実施
- ③未受診事業所対策・・・10支部実施
- ④事業者健診データ提供に係る同意書の取得対策・・・11支部実施
- ⑤事業者健診データ取得向上対策・・・10支部実施
- ⑥事業者健診データの早期提供・・・7支部実施
- ⑦特定健診に係る協会主催の集団健診の強化・・・9支部実施

○加入者の皆様が健診を受けやすい環境を構築するため、地域ごとの健診実施見込者数に対し、その地域の生活習慣病予防健診実施機関のキャパシティが適正かを確認しながら、必要に応じて健診実施機関の拡充、検診車の活用等を実施している。

○受診者の受入れ拡大と利便性の向上のため、生活習慣病予防健診の健診実施機関数は、27年度から102機関増加し3,132機関となっています。健診実施機関の拡充にあたっては受入数の拡大だけではなく、地域的な偏在を解消し、利便性の向上を図ることも目的とした。

3. 保健事業

(2) 特定健康診査及び特定保健指導の推進

○各支部で健診機関と連携し、以下の取組を行った。

- ・未受診事業所には生活習慣病予防健診の受診勧奨
- ・事業者健診を実施する事業所には生活習慣病予防健診への切り替え
- ・若しくは事業者健診結果データの提供を依頼
- ・土、日曜日(休日)の健診実施による医師の確保

○健診機関の協力を得て、胸部レントゲン、胃部レントゲン、貧血検査、腫瘍マーカーなどを受診者が任意で選択できるような仕組みを整備し、健診内容を充実させ受診者の満足度を高める取組も進めている。

○事業者健診データ取得に係る健診機関等への委託にあたっては、事業者健診データの提供に関する事業主からの同意書の取得や、データ作成、データの早期提供等についてインセンティブを付与する契約を導入し、更なる取得率の向上を図った。

○被保険者健診実施率

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	前年度比 (増減)
年度末対象者数	11,649,085人	12,090,320人	12,634,937人	13,208,323人	13,982,967人	774,644人
一般健診(40歳~74歳)	5,161,407人	5,523,436人	5,904,639人	6,334,895人	6,786,977人	452,082人
実施率	44.3%	45.7%	46.7%	48.0%	48.5%	0.5%
事業者健診データの取得	425,536人	529,310人	661,731人	610,452人	872,743人	262,291人
実施率	3.7%	4.4%	5.2%	4.6%	6.2%	1.6%

○被扶養者健診実施率

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	前年度比 (増減)
特定健診	609,643人	734,676人	815,221人	891,856人	946,496人	54,640人
実施率	14.9%	17.7%	19.3%	21.0%	22.2%	1.2%

3. 保健事業

(2) 特定健康診査及び特定保健指導の推進

＜保健指導利用者の拡大を図るための取組＞（事業報告書 P90～P92）

○保健指導利用者の拡大を図るために、事業所との距離をできるだけ縮め、健康づくりや医療費に対する認識を深めていただくため、支部の役職員で勧奨体制を作り、事業所の訪問を実施している。

○被保険者に対する28年度の特定保健指導の6ヶ月後評価実施者数は、前年と比べると12.8%増(実施者数:203,481人)、実施率についても13.3%(前年度比: +0.3P)となっており、着実に実施者数を伸ばしている。

【被保険者に対する保健指導実績】

(単位:人)

		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	前年度比 (増減)
保健指導対象者数		1,160,060	1,222,384	1,306,708	1,389,839	1,524,467	134,628
特定 保健 指導	初回面接	242,562	265,145	284,692	264,260	313,742	49,482
	6ヶ月後評価	142,275	169,223	192,078	180,347	203,481	23,134
	実施率	12.3%	13.8%	14.7%	13.0%	13.3%	0.3%
その他保健指導		123,839	90,188	82,601	62,453	65,425	2,972
保健指導人員体制		689	693	685	662	701	39

○被扶養者に対する特定保健指導の実績については、初回面接で4,014人、6ヶ月後評価で2,858人となっています。前年度から初回面接は744人(前年度比+22.8P)、6ヶ月後評価で297人(前年度比+11.6P)の増加、実施率についても3.6%(前年度比: +0.1P)の増加となっている。

○実施率の向上に向けた取組として、協会の保健師等が支部での来所相談や地域の身近な公民館等で特定保健指導を実施している、特定健診・がん検診から特定保健指導まで一連の保健事業を市区町村と一体となって推進しており、また、市区町村が実施するがん検診と特定健診との同時実施が難しい地域には、協会独自の集団健診と同じ会場で特定保健指導を実施している。こうした取組は28年度において36支部(対前年+16支部)で実施しており、初回面接の実施者数がこれまで以上に増加している。

【被扶養者に対する保健指導実績】

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	前年度比 (増減)
初回面接人数	1,953	2,642	3,377	3,270	4,014	744
6ヶ月後評価人数	1,321	1,756	2,319	2,561	2,858	297
実施率	2.4%	2.7%	3.3%	3.5%	3.6%	0.1%ポイント

3. 保健事業

(2) 特定健康診査及び特定保健指導の推進

○重症化予防の取り組みについては、28年4月健診受診分から受診勧奨対象年齢をこれまでの40歳から35歳に引き下げて実施し、28年度は一次勧奨として289,905人の対象者(健診受診者の約4.0%)に医療機関への受診を促す文書を送付した。(対前年: +51,303人)

○より重症域にある対象者には、二次勧奨として電話や文書等による受診勧奨を実施した。また、28年10月勧奨分より、一次勧奨文書については、対象者の特性(新規・連続該当別、重症度別)ごとに記載内容を変えて送付した。

○27年度に健診を受けて一次勧奨文書を送付した対象者について、レセプトにより医療機関への受診状況を確認したところ、文書送付後の3ヶ月間で7.4%の方が新たに受診した。(19,253人受診、対前年: +0.0P、+460人)

○一次勧奨を行った者のうち医療機関への受診が確認されない者で、より重症域に該当する者には、支部から電話や文書により二次勧奨を行っており、27年度に健診を受けて、二次勧奨の文書を送付した者について、レセプトにより医療機関への受診状況を確認したところ、二次勧奨対象者の文書送付後3ヶ月間で9.4%の方が新たに受診されており、二次勧奨の効果も認められている。(6,304人受診、対前年: +0.4P、+213人)

・糖尿病性腎症重症化予防

○28年度は、20支部において糖尿病性腎症患者の重症化予防の取組を実施した。29年度には全支部で実施する予定としている。糖尿病性腎症の急速進行者(人工透析ハイリスク者)に対して7支部(秋田、千葉、石川、兵庫、愛媛、大分、沖縄)で医療機関と連携した重症化予防(透析予防)の取組を実施した。今後、取組事例を基に医療機関との連携のあり方、具体的な支援の検討(被保険者/被扶養者の別、医療機関・事業所・家庭におけるそれぞれの介入手段や支援内容等)、関係機関との役割を整理することで、協会における糖尿病重症化予防事業のあり方を検討する。

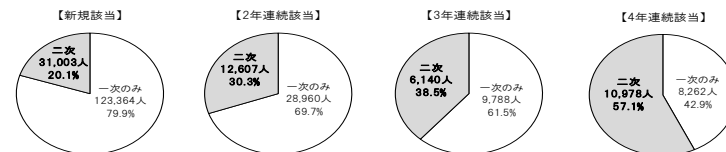
【未治療者への受診勧奨 発送状況(一次勧奨、二次勧奨)】

実施年度	通知時期	対象	送付件数合計		抽出割合 (発送件数/受診者数)	
			一次のみ (再掲)	二次該当 (再掲)		
25年度 一次:44支部 二次:18支部	初回通知 (25年10月末) ~ 6回通知 (26年3月末)	(H25.4健診分) ~(H25.9健診分)	122,330	110,299	12,031	約4.5%
26年度 一次:46支部 二次:25支部(上期) 二次:29支部(下期)	初回通知 (26年5月初) ~ 12回通知 (27年3月末)	(H25.10健診分) ~(H26.9健診分)	243,888	206,046	37,842	約4.7%
27年度 一次:46支部 二次:41支部(上期) 二次:42支部(下期)	初回通知 (27年5月初) ~ 9回通知 (28年3月末)	(H26.10健診分) ~(H27.9健診分)	238,602	184,324	54,278	約4.2%
28年度 一次:47支部 二次:47支部	初回通知 (28年5月初) ~ 12回通知 (29年3月末)	(H27.10健診分) ~(H28.9健診分)	289,905	214,009	75,896	約4.0%

【28年度後半に受診勧奨通知対象となった健診受診者の分析】

(1)新規・連続該当別	新規該当	2年連続該当		3年連続該当		4年連続該当		合計		
27年度健診	162,323人 (64.3%)	45,470人 (18.0%)		44,548人 (17.7%)		-		252,341人		
28年度健診(4~11月)	154,367人 (66.8%)	41,567人 (18.0%)		15,928人 (6.9%)		19,240人 (8.3%)		231,102人		
(2)重症度別	一次のみ	二次	一次のみ	二次	一次のみ	二次	一次のみ	二次	合計 (一次のみ)	合計 (二次)
27年度健診	131,742人 (81.2%)	30,581人 (18.8%)	32,128人 (70.7%)	13,342人 (29.3%)	22,862人 (51.3%)	21,686人 (48.7%)	-	-	186,732人 (74.0%)	65,609人 (26.0%)
28年度健診(4~11月)	123,364人 (79.9%)	31,003人 (20.1%)	28,960人 (69.7%)	12,607人 (30.3%)	9,788人 (61.5%)	6,140人 (38.5%)	8,262人 (42.9%)	10,978人 (57.1%)	170,374人 (73.7%)	60,728人 (26.3%)

○28年度健診(4~11月)の該当割合



3. 保健事業

(2) 特定健康診査及び特定保健指導の推進

＜業種・業態健診データの分析結果等の活用＞（事業報告書 P93）

○保健指導利用者の拡大を図る以外にも「事業所健康度診断シート(事業所カルテ)」や「ヘルスケア通信簿」を活用しており、その中で、業種別や業態別の医療費や健診受診率等の数値を可視化したものを作成し、事業主や商工会、業種団体等へ様々な事業への協力依頼に活用している。

＜保健指導実施者の育成方法＞（事業報告書 P93）

○保健指導は、「量の拡大」と「質の向上」の両輪で推進しており、28年度においても様々な取組みを行い、保健指導の質を向上させるためには、一つ一つの業務のPDCAサイクルを適切に機能させていく必要があることから、各支部において課題の把握と分析、行動計画の作成、実施、評価と改善まで、職員と契約保健師が一体となって取り組んでいる。

○28年度の本部研修においては、27年度の本部研修で実施した行動変容理論に則ったロールプレイを支部内研修で効果的に行うための研修を実施した。また、保健指導の質の向上につなげる支部内研修の企画立案のための研修を行った。

○研修の企画方法(教育設計)を支部保健師が確実に会得して保健指導の質の向上に取り組めるように、講師による添削を研修前後に計3回繰り返し行い、添削終了後、支部保健師により29年度の支部内研修の企画を作成した。

3. 保健事業

(2) 特定健康診査及び特定保健指導の推進

構成員ご意見

- 特定健診、保健指導の受診率については、年間の目標数値には至っていないが、前年より前進したことは一定の評価はできる。今後、適用拡大や就労促進の効果もあって対象者数が引き続き増加していくことも考えられるため、実施体制の強化を図る検討が必要である。
- 健診受診率や事業所からのデータ取得は支部間でばらつきがあるので、健診の受診率と事業所からのデータ取得率の支部間の格差をどう是正するのかが、これからの課題であるので、ぜひ底上げに努力してほしい。
- 健康宣言をした事業所が1万件を超え、コラボヘルスに関する様々な取り組みが各支部レベルでパイロット事業的に進められており、評価する。
- 是非、コラボヘルスの取組を一層強化してほしい。
- 特定健診と市町村がん検診との連携について、自治体との協定が増え、集団健診やがん検診との同時実施を行う自治体が1,000自治体を超えている。引き続き、自治体との連携強化を図って、特定健診を受診しやすい環境整備を行ってほしい。
- 6つの目標指標のすべてが未達成であるが、前年度を上回る実績をあげていることを評価する。
- 非正規の被保険者が増える中で、健診受診率が増加できるのか、また、事業主健診データの未回収が増加することについても重要な課題になってくる。
- 特定保健指導の受診率は依然として低く、さらなる向上策を期待したい。
- 被保険者の特定健診受診率および特定保健指導受診率が目標値に達しなかった理由として、適用拡大にともなう被保険者数の増大があげられている。今年度の評価ではそのことに配慮しているが、次年度以降は、そうした新規加入者に対する取組についても評価の対象としたい。
- 各事業主への広報が大切であるが、あまりにも事業所数が多いことから個別対応の難しさ、またそれにかかる費用もかさむこともあり、工夫が必要である。
- 特定健診、特定保健指導の実施率は年間の目標数値には至っていないが、本来ならば絶対数でどのくらい目標が上がるのが理想かというような数値目標を立てることも必要である。
- 厚生年金保険の適用拡大により、500人を超える適用事業所の短時間労働者が新規に加入してきており、今後は中小規模の事業所においても適用拡大が行われることが予想される。新規の加入者に対しては、協会けんぽの事業そのものを説明するよい機会と捉えて、徹底してさらなる周知をしてほしい。
- PDCAを実施する場合に、支部は本部に言われたことだけをやるのではなく、いろいろな工夫や検証をし、周囲の環境に合わせた立場で見直しながら個々でレベルアップするというやり方も、今後進めてほしい。

最終評価

B

- 特定健診・特定保健指導の実施率については、年間の目標数値には至っていないが、前年より前進したことを認める。今後は、適用拡大や適用促進の効果もあって対象者数が引き続き増加していくことも考えられるため、特定健診実施率や事業者健診データの取得率、特定保健指導実施率の向上に向けて、実施体制の強化に取り組まれない。
- また、新規の加入者に対しては、協会けんぽの事業そのものを説明するよい機会と捉えて、徹底して更なる周知に取り組まれない。

3. 保健事業

(3) 各種業務の展開

評価の視点

- 業務・システム刷新による新機能等を十分に活用し、特定健康診査や特定保健指導の勧奨や実施の効率化を図っているか。
- 地方自治体との覚書・協定の締結等に基づく、具体的な事業の連携・協働を促進するとともに、保険者協議会や地域・職域連携推進協議会等の場を通じ行政機関や他の保険者と連携強化を図っているか。
- 重複・頻回受診者、重複投薬者への対応など、加入者の適切な受診行動を促す取組を進めているか。

※評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】S:平成28年度計画(以下、計画という。)を大幅に上回っている A:計画を上回っている B:計画を概ね達成している C:計画を達成できていない D:計画を全く達成できておらず、大幅な改善が必要

自己評価

A

【評価のポイント】

＜システムを活用した、勧奨や実施の効率化＞

○新システムの勧奨機能等の充実により、対象事業所、対象者を規模別や受診状況等の区分に基づいて抽出が可能となったため、受診割合が低い事業所を抽出し勧奨を実施した。これにより、事業者健診結果のデータ提供の勧奨件数は全支部合わせて131,724事業所からあり、新たに提供された件数は8,464事業所、151,130人となった。その結果、データ提供総数は従前から提供を受けていたものと合わせて872,743人(対前年: +262,291人、+1.6P)となり前年度を大きく上回ることができた。また、事業所における健診手続きの事務負担軽減を図るため、インターネットを活用した健診受付等のサービスを28年12月から再開しており、引き続き効率化を推進する。

＜地方自治体との覚書・協定に基づく、関係機関との連携強化＞

○各支部において地方自治体等との間で保健事業の共同実施や医療費情報等の分析など、医療費適正化等に関する幅広い連携を進めており、27年7月には全支部で都道府県又は市区町村との間で、健康づくりの推進に向けた包括的な協定・覚書を締結、28年度末時点では45(27年度末43)の都道府県、230(27年度末168)の市区町村との間で協定等が締結されるなど、目に見える形での地方自治体と連携強化を進めている。

具体的な取組として自治体の集団健診やがん検診との同時実施を拡大し、28年度は1,129(27年度末1,120)自治体で協会の被扶養者も受診が可能となった。

＜適切な受診行動を促す取組＞

○医療機関への重複・頻回受診者、重複投薬者への対応のため、加入者の適切な受診行動を促す取組については、支部において、1ヵ月に20件以上のレセプトが存在する受診者を抽出し、文書及び必要に応じ訪問により指導等を実施した。具体的には656人に対し文書、電話により重複受診の弊害について知らせるとともに、健康相談が必要な者には保健師による訪問指導等を行った。これにより受診の適正化が図られたことを確認できた者は78人である。

○このように、各支部において地方自治体等との連携、協働により地域の特性に応じた保健事業に取組むなど、計画を上回る成果を達成したことから、自己評価は「A」とした。

3. 保健事業

(3) 各種業務の展開

【事業計画の達成状況】

＜システムを活用した、勸奨や実施の効率化＞（事業報告書 P82～P83）

○協会では、健診実施率の向上を図るため、新システムを活用し、事業所における健診手続きの事務負担軽減を図ることを目的に、インターネット環境を活用した健診対象者データや健診対象者が印刷された健診申込書の提供、健診の受付等のサービスを行っており、このサービスについては27年6月に協会システムをインターネット環境から遮断したため、利用できない状況にあったが、28年12月から再開し、加入者が健診を受けやすい環境構築に向けた取組を行っている。

○生活習慣病予防健診の結果、治療が必要と判断されながら医療機関を受診していない者に対して受診勧奨を行い、確実に医療に繋げることにより生活習慣病の重症化を防ぎ、医療費適正化及びQOLの維持を図る取組を行った。(未治療者を抽出し受診勧奨する)

＜地方自治体との覚書・協定に基づく、関係機関との連携強化＞（事業報告書 P57～P58）

○被扶養者の特定健診については、自治体との連携・包括協定を踏まえた具体的な取組として、自治体の集団健診やがん検診との同時実施を拡大した。28年度は1,129自治体(27年度は1,120自治体)で協会の被扶養者も受診が可能となった。

○地方自治体の保健医療政策部局と連携し、特定健診・がん検診の受診促進や、中小企業に対する健康づくり支援事業の連携、特定健診結果等のデータ共有・分析をはじめとした取組を行っている。

○医師会等の医療関係団体(医師会25支部、歯科医師会31支部、薬剤師会35支部)のほか、大学等の研究機関や経済団体等とも連携を進め協定を締結した。この協定等に基づき、地域の実情から見える課題の把握やその原因分析を行い、課題の解消に向けた取組を共同で行うなど、効果的な健康づくりの推進を図っている。

[協定等の締結状況]

締結先	都道府県	市区町村	医療関係団体			大学	経済団体	その他
			医師会	歯科医師会	薬剤師会			
支部数	45支部	44支部 (230市区町村)	25支部	31支部	35支部	13支部	20支部	43支部

3. 保健事業

(3) 各種業務の展開

＜適切な受診行動を促す取組＞（事業報告書 P117）

○医療機関への重複・頻回受診者、重複投薬者は、健康を害する恐れがあるうえ、医療費の増加の一因にもなることから、支部において1か月に20件以上のレセプトが存在する受診者を抽出し、文書や電話、訪問を取り混ぜて、健康状態の確認や重複受診による弊害の情報提供等、適正な受診を促す取組を実施した。

[重複受診の対応状況]

	過年度からの継続対応者	新規判明者	対応状況					訪問指導を実施した対象者
			問題なし	資格喪失	受診適正化	対応中	未対応	
平成28年度	263人	393人	142人	134人	78人	256人	46人	27人
平成27年度	230人	444人	193人	143人	75人	209人	54人	15人

※ 未対応とは年度終わりに重複・頻回受診が判明した新規対象者であり、29年度に対応予定。

構成員ご意見

- 重複・頻回受診や重複投薬の是正に向けた「適切な受診行動を促す取組」を行っていることを評価する。患者に寄り添いつつも、引き続き丁寧な取組を進めてほしい。
- 外部機関との連携の行動、情報収集と分析など、定型的でなく労力のかかる活動を実施していることを評価する。
- 保健事業を展開するうえで地方自治体、医師会との連携強化が図られていることを評価したい。
- 重複投薬や残薬等の対応については薬剤師・薬局との協力が必要であり、支部単位での関係強化が望まれる。
- 保険証の回収などの協会けんぽの業務について、加入者や事業主に努力いただいたおかげで数百億の削減効果がありましたなどの成果を、具体的な数値まで示して社会保険制度について理解していただくということが必要である。
- 新システムの導入により一定の効果が上がっていることを評価するが、特定健診受診者の増加度はまだまだである。今後は事業主が被保険者に対し、積極的に受診するよう求める内容の周知広報を工夫・発信することが必要である。
- 同時に重複・頻回受診者、重複投薬者の減少を徹底する広報を期待している。

最終評価

B

- 保健事業を展開する上で地方自治体、医師会との連携強化や情報収集・分析などを実施していることを認める。
- 引き続き、事業主から被保険者に対し、特定健診を積極的に受診するよう求める内容の周知広報の充実、重複・頻回受診者、重複投薬者の減少を徹底する広報の実施などの取組を進められたい。
- また、協会の業務を通じて、加入者や事業主の協力による医療費の削減効果等を具体的に数値で示すなど、加入者や事業主に周知することで、社会保険制度の理解を深めることが必要である。